●税制特例措置

都道府県 · 市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
栃木県	小山市	軽自動車税	100%電気駆動の車両	電気自動車の所有者	全額免税(H23~27)
東京都		自動車取得税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までは 新車新規登録した場合について、 自動車取得税を課税免除。 【電気自動車及びプラグインハーブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までは 新車新規登録した場合について、 自動車取得税を課税免除。
		自動車税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までは 新車新規登録けの自動車税及び3 年度から5年度分の自動車税を記 税免除。 【電気自動車及びプラグインハーブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までは 新車新規登録けた場合について、 新車新規登録けた場合について3 年度から5年度分の自動車税及び3 年度から5年度分の自動車税及び3 税免除。
神奈川県	平塚市	軽自動車税	軽自動車税の対象のうち、電気を動力とする車種で、平成23年4月 1日から平成27年4月1日までに 登録されたもの(小型特殊自動車 を除く)	平成23年4月1日以降に新規登録 されたもの	軽減率:全額免除 適用期間:平成23年度から27年度 までの5年間
	大和市	軽自動車税	電気を動力とする車種	平成21年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降に新規登録されたもの	全額(100%)減免減免期間は平成21年度から平成27年度まで
	伊勢原市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車 等	個人及び法人	免税毎年申請を要する平成27年度までの措置
	綾瀬市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車税)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率:100% 適応期間:平成23年~27年の5年 間
	大磯町	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額:軽自動車税の全額 減免期間:平成26年度から2年間
	大井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽 自動車、小型特殊自動車及び2輪 の小型自動車のうち電気を動力源 とするもの)	個人、法人(いずれも1年以上町内に在住しているもの)	電気自動車にかかる軽自動車税の 全額免除。免除期間は平成23年度 課税分から5年間。
	松田町	軽自動車税	所有者	電気自動車(軽自動車)を導入す る者	滅免額:100%免除 適用期間:平成23年度から5年間 (平成27年度まで)
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電気を動 力源とするもの。 ※ただし、小型特殊自動車は除く	対象車両を導入するもの(既購入者を含む)	軽減率:100%免除 適用期間:平成28年度(平成28年 4月1日登録分)まで 分除期間:初年度登録時より3年 間
	真鶴町	軽自動車税	電気自動車	所有者	減免(平成27年度まで)
	湯河原町	軽自動車税	電気のみを原動力とする軽自動車 等	対象車両に係る軽自動車税の納税 義務者(個人・法人)	軽減率:全額免除 措置期間:平成26年度~平成30年 度(毎年度申請が必要
	清川村	軽自動車税	電気自動車 ※電気のみを動力とする原付、軽 自動車及び二輪の小型自動車	電気自動車を所有する個人及び事 業者	軽減率:100%免除 適用期間:平成27年度から平成3 年度(毎年申請が必要
新潟県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までの間に新車新規登録 (中古車は除く)された電気自動 車及びプラグインハイブリッド自 動車	自動車税の納税義務者	新車新規登録年度のみ 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車: おおむね50%免除
		自動車取得税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までの間に新車新規登録 (検査)された電気自動車及びプ ラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	電気自動車:全額免除 ブラグインハイブリッド自動車: おおむね50%免除
新潟県	柏崎市	軽自動車税	新規検査を受けた電気自動車、プラグインハイブリット自動車	納税義務者	新規検査を受けた年度の翌年度 (4月1日の場合は当該年度)から 電気自動車:全額免除 ブラグインハイブリッド自動車: 半額免除

都道府県 · 市区町村名	特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
愛知県	自動車税	平成24年1月1日から平成29年3 月31日までの間に新車新規登録を 受けた電気自動車、プラグインハ イブリッド自動車及び燃料電池自 動車	納税義務者	・平成24年1月1日から平成24年3月31日までに新車新規登録を受けたもの平成24年度からの5年度分を全額の保険・平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年分を全額免除
受知県	電気軽自動車減税	平成27年4月1日から平成28年3 月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの		グリーン化特例(平成28年度のみ)(1)電気自動車・天然ガス軽自動車・天然ガス軽自動車・不然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス基準10%軽減)
豊田市	电风牲口到半视机	成元別家となるのは、以下の安片 を満たす軽自動車等 ①電気のみを動力源とする軽自動車(二輪車を除く)およびミニカー であること ②自ら使用する目的で新車登録された車両であること ③平成26年4月2日から平成29年 3月31日までに新車登録されたも のであること	III八、	②減免期間 新車登録後、初めて課税される年度から3か年 全部(10/10)減免
三重県四日市市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	同左の納税義務者	軽減率:100%軽減 適用期間:平成23年度から平成27 年度まで
京都府	自動車取得税	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車及び燃料電池自動車 の取得(平成26年4月1日から平 成29年3月31日までに新車新規登 録(検査)を受けた際の取得に限 る)	の取得者(売主が所有権を留保し	【軽減率】 100%(課税免除) 【適用期間】 初度登録時
S - NP/13	自動車税	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車及び燃料電池自動車 (平成26年4月1日から平成29年 3月31日までに新車新規登録を受けたものに限る)	の所有者(売主が所有権を留保し	【軽減率】 約25% 【適用期間】 初度登録の翌年度及び翌翌年度
京都府 京都市	軽自動車税	電気自動車(四輪以上の軽自動車)	所有者(ただし所有権留保の場合 は使用者)	軽減率 全額免除 適用期間:平成22~27年度分 (ただし、平成27年分については、 平成26年4月2日から平成27年4 月1日までに新規検査された車両 に限る。)
広島県	自動車税	平成24年4月1日から平成26年3 月31日までに新車新規登録された クリーンディーゼル乗用車(平成 21年排出ガス基準適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50% 軽課 適用期間 新車新規登録の翌年度

都道府県 · 市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
福岡県		不動産取得税	グリーンアジア国際戦略総合特区 の特定国際戦略事業 として認定された水素ステーショ ンに係る建物及び その敷地である土地	事業者	軽減率:課税免除適用期間:対象となる建物に 不動産取得税が課税 される時期
長崎県	長崎市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車等 で、内燃機関を有するもの以外の もの	事業者及び個人	軽減率:全額減免 適用期間:1年間(毎年申請)
	大村市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車	事業者及び個人 (納税義務者)	軽減率:全額 適用期間:申請時より1年間(毎 年申請)
大分県	中津市	軽自動車税	以下に掲げる環境負荷の少ない軽自動車の取得 ①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールよたはメタノールとメタノール以外のものとの混合物を燃料とする軽四輪自動車 ④ハイブリッド軽四輪自動車 ⑤プラグインハイブリッド軽四輪自動車 ⑥平成17年排出ガス基準75%以上を低減し、かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している軽四輪自動車	左記車両の納税義務者	減免率100% (申請により最大2年度分減免) 適用期間 平成25年度から平成27年度課税分 ・平成24年4月2日~平成25年4月1日新車登録分、平成25、26年度課税分が減免対率。 ・平成25年4月2日~平成26年4月1日新車登録分、平成26、27年度課税分が減免対象
宮崎県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までに新車新規登録された 電気自動車、燃料電池車、プラグ インハイブリッド車、クリーン ディーゼル乗用車、天然ガス自動 車	納税義務者	税率を概ね50~75%軽減 (新車新規登録の翌年度 1 年間)